

# 違反対象物の公表制度

令和2年4月1日から運用開始します

違反公表制度とは	建物の利用者自らがその建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用を判断できるよう消防が立入検査により確認した重大な消防法令違反をインターネット上に公開する制度です。
公表の対象となる建物とは	飲食店、百貨店、宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物です。
公表の対象となる違反とは	消防法令により建物に設置が義務付けられた屋内消火栓、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないもの。
公表時期	消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日（通知書を渡した日）から14日が経過してもなお違反が認められる場合に公表します。
公表方法	有明広域行政事務組合消防本部のホームページへ掲載します。
公表内容	建物の名称、所在地、違反の内容です。
建物関係者の皆様へ	増築、改築、建築物等の接続、テナントの入れ替え等により建物の面積や用途に変更があるときは、新たに消防用設備等の設置義務が生じる場合がありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

## お問い合わせ先

有明広域行政事務組合消防本部	予防課	指導係	0968-73-5273
荒尾消防署	指導課	指導係	0968-63-1121
玉名消防署	指導課	指導係	0968-73-7117